

## 西川町育英奨学資金貸与基準

### 1. 人物について

学習活動、その他生活の全般を通じて態度、行動が奨学生にふさわしく将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

### 2. 健康について

健康診断により、就学に十分耐え得るものと認められること。

### 3. 学力及び素質について

中学校、高等学校の学業の成績評定が優良（3.0以上）であって、優れた知的素質を有し、今後も優良な学業成績を収め得る見込みがあること。

### 4. 学資の支弁が困難な程度について

(1) 本人の父母又は父母がいない場合は代わって生計を維持する者の1年間の総所得金額が下記の限度額以下であること。

【所得基準額】別表第2

世帯員の区分	2人以下	3人	4人	5人	6人
所得基準額（円）	400万	450万	500万	550万	600万

※世帯人員が6人を超える場合は、1人増すごとに50万円を600万円に加算する。

(2) 前項の総所得とは、町が発行する所得証明書によることから前年分の所得となる。ただし、母子(父子)家庭、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯については、その総所得金額から別表第1の特別控除後の金額をその世帯の総所得金額とみなすことができる。

### 5. 特別貸与について

奨学資金の貸与は上記基準によることとするが、学力について基準に満たない者又は総所得金額が基準金額を超える者についても、特別な事情がある場合には、育英奨学資金運営審議委員会に諮り特別貸与することができる。

(1) 学力基準に満たないものの特別な事情

- ①特に秀でる科目があること
- ②特に秀でる運動能力、技術、成績があること
- ③その他特に考慮すべき事由がある場合

(2) 所得基準額を超えるものの特別な事情

- ①所得証明年度以降に収入が激減した場合
- ②保護者が災害を被った場合

別表第1 特別控除額表

特別の事情	区分	特別控除額			
1. 母子・父子世帯である	(父母のいない世帯も含む)	49万円			
2. 就学者のいる世帯である (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	8万円			
	中学校	16万円			
	高等学校	区分	自宅通学	自宅外通学	
		国公立	28万円	47万円	
		私立	41万円	60万円	
	高等専門学校	国公立	36万円	55万円	
		私立	60万円	80万円	
	大学(短大含)	国公立	59万円	102万円	
		私立	101万円	144万円	
	専修学校	高等課程	国公立	17万円	27万円
			私立	37万円	46万円
		専門課程	国公立	22万円	62万円
私立			72万円	112万円	
3. 障害のある人のいる世帯	障害のある人1人につき 86万円				
4. 長期に療養を要する人のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
5. 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田、畑、店舗等)に被害があつて、将来にわたり、支出増又は収入減になると認められる年間金額				